

## 島田市通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、登下校中の子どもを狙った犯罪の防止を図るため、通学路防犯カメラを設置する自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路防犯カメラ 通学路における犯罪の防止を目的として、通学路に設置される常設のビデオカメラをいう。
- (2) 自治会等 町又は字の区域その他市内の一定の区域において、その区域内の全ての世帯を対象として地縁に基づいて形成された自治会、町内会その他の組織をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等が通学路に通学路防犯カメラ及び表示板（通学路防犯カメラを設置している旨を示すものをいう。以下同じ。）を設置する事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 通学路防犯カメラ及びその機能を果たすためのポール、モニター、録画装置等の購入及び取付けに要する経費
- (2) 表示板の製作及び取付けに要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 土地の取得、造成、補償等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 維持管理のための電力需給、修繕、保守、清掃等に係る経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1台当たり補助対象経費の額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 通学路防犯カメラの位置図（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるものを

いう。以下同じ。) 及び設置場所の写真

(4) 表示板の設置場所及び仕様が分かる書類並びに設置場所の写真

(5) 見積書の写し

(6) 通学路防犯カメラの機能が分かる書類

(7) 通学路防犯カメラの管理及び運用に関する規程

(8) 通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者が分かる書類

(9) 通学路防犯カメラ及び表示板の設置場所の所有者又は管理者の設置に係る承諾書などの写し（申請者が当該場所の所有者又は管理者でない場合に限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする事。

(2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない事。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない事。

(3) 通学路防犯カメラの設置について、設置場所の周辺の住民の理解が得られている事。

(4) 島田市街頭防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン（令和3年4月策定）を遵守する事。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした自治会等に通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた自治会等が第7条第1項各号に規定する変更をしようとするときは、あらかじめ規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（別記様式）

(2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書

(3) 通学路防犯カメラの位置図及び設置場所の写真

(4) 表示板の設置場所及び仕様が分かる書類並びに設置場所の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、

その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした自治会等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた自治会等は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 通学路防犯カメラを設置したことが分かる写真
- (4) 通学路防犯カメラにより撮影した画像
- (5) 表示板を設置したことが分かる写真
- (6) 領収書等の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付確定の通知）

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた自治会等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の交付の確定を受けた自治会等が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限の期間）

第13条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条に規定する補助金交付決定通知書によりこの交付の決定を受けた自治会等に係る補助金の交付については、第10条から第12条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。